

〈 令和 2 年 6 月 1 日 現在 〉

○ 料金

1. 介護保険法が定める法定料金

(1) 基本サービス料金

【介護予防短期入所生活介護利用料】

《多床室型》

介護認定	単位数	1日の報酬額 (円)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要支援1	438	4,743	475	949	1,424
要支援2	545	5,902	591	1,181	1,771

《従来型個室》

介護認定	単位数	1日の報酬額 (円)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要支援1	438	4,743	475	949	1,424
要支援2	545	5,902	591	1,181	1,771

【短期入所生活介護利用料】

《多床室型》

介護認定	単位数	1日の報酬額 (円)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要介護1	586	6,346	635	1,270	1,904
要介護2	654	7,082	709	1,417	2,125
要介護3	724	7,840	785	1,569	2,353
要介護4	792	8,577	858	1,716	2,574
要介護5	859	9,302	931	1,861	2,791

《従来型個室》

介護認定	単位数	1日の報酬額 (円)	1日あたりの 自己負担額(1割)	1日あたりの 自己負担額(2割)	1日あたりの 自己負担額(3割)
要介護1	586	6,346	635	1,270	1,904
要介護2	654	7,082	709	1,417	2,125
要介護3	724	7,840	785	1,569	2,353
要介護4	792	8,577	858	1,716	2,574
要介護5	859	9,302	931	1,861	2,791

(3級地のため、1単位が10.83円、計算の過程で生じる端数は法令等に定める計算方法とします。)

## (2) 加算料金等

区 分	単位数	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
機能訓練体制加算	12	13 円	26 円	43 円
個別機能訓練加算	56	61 円	122 円	199 円
生活機能向上加算1	200	217 円	434 円	706 円
生活機能向上加算2 <small>(個別機能訓練加算を算定している場合)</small>	100	109 円	217 円	355 円

区 分	単位数	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
看護体制加算Ⅰ	4	5 円	9 円	17 円
看護体制加算Ⅱ	5	6 円	11 円	20 円
医療連携強化加算	58	63 円	126 円	205 円
夜勤職員配置加算	13	15 円	29 円	49 円
緊急短期入所加算(7日を限度)	200	217 円	434 円	706 円
若年性認知症利用者受入加算	120	130 円	260 円	423 円
送迎加算(片道につき)	184	200 円	399 円	650 円
緊急短期入所受入加算	90	98 円	195 円	319 円
療養食加算(1日につき3回を限度)	8	9 円	18 円	30 円
在宅中重度度者受入加算				
① イ看護体制Ⅰを算定している場合	421	456 円	912 円	1,482 円
② ウ看護体制Ⅱを算定している場合	417	452 円	904 円	1,469 円
③ イ・ウ看護体制ⅠⅡいずれも算定している場合	413	448 円	895 円	1,456 円
④ 看護体制を算定していない場合	425	461 円	921 円	1,498 円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	4 円	7 円	13 円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	5 円	9 円	17 円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18	20 円	39 円	65 円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	12	13 円	26 円	43 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	7 円	13 円	23 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	7 円	13 円	23 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の83/1000 単位			
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の60/1000 単位			
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の33/1000 単位			
介護職員処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算Ⅲで算定した単位の90%			
介護職員処遇改善加算Ⅴ	介護職員処遇改善加算Ⅲで算定した単位の80%			
特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の27/1000 単位			
特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の23/1000 単位			

※ 各加算については、厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている場合に算定いたします。

(3) 上記利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

1) 高額介護サービス費の支給

1か月の介護サービス費の自己負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

区 分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・ 老齢年金を受給されている方	24,600円(世帯)
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給されている方等	15,000円(個人)

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※ 負担軽減制度は介護保険料滞納による給付制限を受けている場合は適用がありません。

2) 所定料金(介護保険法で基本サービスとは別にご利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの)

(1) 食 事 代

1日あたり 1,650 円  
(朝食・・・350円 昼食・・・750円 夕食・・・550円)

※ 事前のお申し出により一食ごとに請求いたします。

※ 食事については、所得に応じた下記の減免措置制度があります。

(2) 滞 在 費

1日あたり 《 多 床 室 》・・・ 855 円  
《 従 来 型 個 室 》・・・ 1,171 円

※ 滞在費については、所得に応じた下記の減免措置制度があります。

利用者負担段階	対 象 者		負担限度額(日額)		
			居 住 費		食 費
			多床室	従来個室	
第1段階	生活保護受給者		0 円	320 円	300 円
	住民税世帯非課税	老齢福祉年金受給者			
第2段階		合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下	370 円	420 円	390 円
		第3段階	合計所得金額と年金収入の合計が80万円超	370 円	820 円

(3) 個別料金

サービス項目	サービス内容	料金
ヘアカットサービス	ヘアカット(カット)	実費
駐車料金	外出等に係る駐車料金	実費
外出付添い	外出の付き添い	500円/30分
ガソリン代	市内は無料市外片道5キロ超の場合	150円/5* <sub>1</sub> 超~10* <sub>2</sub>
電気製品 個別使用料	個人用テレビ設置料	100円/日
	個人用他電気製品使用時(電気毛布・あんか等)	100円/日

※ その他、個別でご希望されたサービスについては、ご利用者の全額自己負担となっておりますのでご了承ください。

※ 外出の付き添い時間は、恵比寿苑を出発した時間から帰苑した時間までとします。

※ テレビ設置料及び他電気製品使用料は、入院をされている場合には、徴収致しませんが、入退院日の当日については徴収させていただきます。

(4) 嗜好食(食事代以外でご希望によるもの)については全額実費となります。

(5) 文書料

サービス項目	サービス内容	料金
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚片面10円
文書発行手数料	在苑証明書など各種文書	1通200円

○ 短期入所生活介護ご利用の中止

①利用開始予定日以前の中止

入所前にご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります

① 入所日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日17時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の10% 1日の滞在費 食事代 初日の食事代 送迎費用の自己負担分

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・ご利用者様が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。